

ワンヘルス体験学習ゾーン（仮称）基本構想策定支援業務 仕 様 書

1 業務の名称

ワンヘルス体験学習ゾーン（仮称）基本構想策定支援業務

2 業務の概要

ワンヘルスセンター内に、屋内外が連携した「ワンヘルス体験学習ゾーン（仮称）」※¹（以下「体験学習ゾーン」という。）を整備するに当たり、コンセプトや機能、整備方針等を定める基本構想を策定するための支援を行うものである。

※1 ワンヘルス体験学習ゾーン（仮称）

保健医療経営大学の既存建物を活用し、ワンヘルスに関する教育及び普及啓発、ワンヘルスアプローチができる人材育成等を行う「屋内のワンヘルス体験学習ゾーン」（以下「屋内エリア」という。）と、生物多様性保全に関する調査・研究、啓発を行う「屋外のワンヘルス体験学習・研究ゾーン」の「体験学習エリア」（以下「屋外エリア」という。）を組み合わせたエリア

3 対象施設

(1) 所在地

福岡県みやま市瀬高町高柳 9 6 0 - 4

(2) 施設範囲

別紙 1 のとおり

4 契約期間

契約締結から令和 7 年 1 月 3 1 日（金）まで

5 業務の内容

(1) 基本構想の検討

① 基本コンセプト

体験学習ゾーンが果たすべき役割と目指す姿を検討し、基本コンセプトとして取りまとめる。

② 集客計画

体験学習ゾーンのメインターゲット層を検討する。また、学校教育や観光での活用等、体験学習ゾーンへの集客に有効な方法を検討する。

③ 展示基本計画

①及び②で整理した内容を踏まえ、屋内エリアの展示基本計画を検討する。

ア テーマ構成の検討

イ 必要な機能と規模の検討

ウ 展示手法の検討

エ 屋外エリアと連携した展示配置・動線計画の検討

オ 内観イメージの作成

④ 事業方式

運営ノウハウを持つ事業者への聞き取りや、他の展示施設等の事業方式の調査などにより、体験学習ゾーンの管理運営方法及び開館形態について検討する。

⑤ 整備スケジュール

福岡県と協議しながら、屋内エリアの整備スケジュールを作成する。

⑥ 概算整備費

屋内エリアの概算整備費を試算する。

(2) 基本構想（案）の作成

(1)の検討を踏まえ、体験学習ゾーンの基本構想（案）を作成する。

なお、屋外のワンヘルス体験学習・研究ゾーンの内容については、福岡県から受託者に情報提供するものとする。

6 成果物

本業務委託の成果物については、次のとおりとする。

(1) 打合せ議事録

形式：電子データ（メール）

提出期限：打合せの日から起算した10日を経過した日または令和7年1月31日（金）のいずれか早い日

(2) 基本構想（案）

形式：紙媒体（A4カラー製本・3部）、電子データ（CD-R又はDVD-R・1部）

提出期限：令和7年1月31日（金）

(3) 基本構想（案）概要版

形式：紙媒体（A3カラー・3部）、電子データ（CD-R又はDVD-R・1部）

提出期限：令和7年1月31日（金）

7 完了報告及び検査

受託者は、令和7年1月31日（金）までに完了報告書（任意様式）を提出し、福岡県の検査を受けるものとする。修正が必要な場合は、速やかに福岡県の指示のもと修正を行い、その費用は全て受託者の費用とする。

8 著作権等

- (1) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、成果物を引渡したときに全て福岡県に帰属する。受託者は福岡県に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。
- (2) 受託者は、福岡県に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

9 守秘義務等

- (1) 受託者は、本業務における成果については、福岡県の承諾なく外部に提供したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、業務従事者に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 福岡県は、受託者が(1)から(3)までの規定に違反し、福岡県又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し業務に係る契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- (5) (1)から(4)までの規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

10 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、この業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

11 留意事項

- (1) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、福岡県と十分に協議して作業を進め、適宜、進捗状況を報告すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたり本仕様書に基づくとともに、関係法令等を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務に係る著作権及び肖像権等の権利関係を処理すること。

- (4) この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。
- (5) 資料は公開することを前提に、県民が分かりやすい表現とし、図やグラフ、写真を用いて作成するとともに、必ず照査を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務を的確に遂行できる能力を有する者として、専門的な知識及び実績を有する業務従事者を適切に配置するとともに、本業務を統括する管理責任者を選任すること。

12 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、福岡県と受託者とが協議して決定する。

ワンヘルス体験学習ゾーン（仮称）の範囲

